

人事院会議議事録

会議日

令和7年3月6日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (公平審査局)
練合局長、高尾審議官、村山首席審理官、酒井首席審理官
山田首席審理官、古舘主任審理官、森川主任審理官
吉田審理官、谷審理官、蜂谷事務官

議題

- 2-1 不利益処分審査請求事案に関する判定
令和6年第12号事案
原処分：戒告処分
- 2-2 行政措置要求事案に関する判定
令和6年第3号事案
要求内容：セクハラ、パワハラ、名誉毀損等からの職場環境の改善
当局のハラスメント相談員に対する、プライバシー権の保護、
平等取扱いの原則及び秘密を守る義務を遵守するための措置の
実施
- 2-3 給与審査申立事案に関する決定
令和6年第23号事案
申立内容：届出経路に基づいて通勤手当を支給すること。
届出経路を認定できないなら別の提案経路での認定をすること。
- 2-4 災害補償審査申立事案に関する判定
令和6年第6号事案
申立内容：障害等級の上位等級への変更
- 2-5 災害補償審査申立事案に関する判定
令和6年第3号事案

申立内容：障害等級の上位等級への変更

議事の概要

- 議題2-1「令和6年第12号事案」について、担当局から、請求者には2件の非違行為の事実があったと認められるところであり、原処分を取り消すべき特段の事情は認められないとの説明があった。
同事案については、原処分を承認すると、三人事官一致で議決された。
- 議題2-2「令和6年第3号事案」について、担当局から、申請者が今後はセクハラ、パワハラ、名誉棄損等を受ける状況にあるとは認められないこと及び当局のハラスメント相談員がハラスメント加害者に関する情報を第三者に共有したという要求の前提となる事実は確認されていないことから、要求を棄却することが適当であると説明があった。
同事案については、要求を棄却すると、三人事官一致で議決された。
- 議題2-3「令和6年第23号事案」について、担当局から、通勤経路の認定を遡って更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であると説明があった。
同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。
- 議題2-4「令和6年第6号事案」について、担当局から、申立人の治癒時における障害の程度は、実施機関が決定した障害等級より上位の等級に該当すると認められるため、申立てを容認し、実施機関は当該等級に障害等級を決定すべきであるとするのが適当であること、同事案では、実施機関及び当院職員福祉局において、障害等級の決定に際して不十分な対応が認められたことから、被災職員のため補償を迅速に行う必要があることを十分に認識した上で障害等級を適切に決定する対応を求める旨の付言を判定に記載することについて説明があった。
これに対し、川本総裁から、不十分な対応が認められたことについて、今後このようなことを起こさないように適切に対応してもらいたいとの意見があった。
同事案については、申立てを容認すると、三人事官一致で議決された。
- 議題2-5「令和6年第3号事案」について、担当局から、申立人の治癒時における障害の程度は、実施機関が決定した障害等級より上位の等級に該当するとは認められないことから、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。
同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。